

# 「(仮称)長久手市こども計画」策定方針(案)

## 1. 計画策定の背景と趣旨

国は、令和5年4月に「こども基本法」を施行し、これに基づき、従来の「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」を束ね、「こども大綱」に一元化しました。また、市町村はこども大綱を勘案してこども施策についての計画策定に努めるものとされました。

長久手市ではこれまで、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市のこども・子育て家庭への様々な施策を推進してきました。

今後は、令和8年度に制定予定の「長久手市こどもの権利条例」の趣旨に沿って、こども一人ひとりを権利の主体として尊重し、これまでの取り組みに若者施策を加え、こども・若者施策全体として総合的・計画的に推進するための「(仮称)長久手市こども計画」を策定します。

## 2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。また、本計画と一体とする「第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画」の期間は令和7年度から令和11年度であり、本計画と併せて、最終年度である令和11年度に見直しを行います。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

### ■計画期間

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
基礎調査	計画策定	長久手市こども計画（3年間）			次期計画
第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画	 令和9年度からこども計画に一体化				

## 3. 計画の位置づけ

### (1)法令の根拠

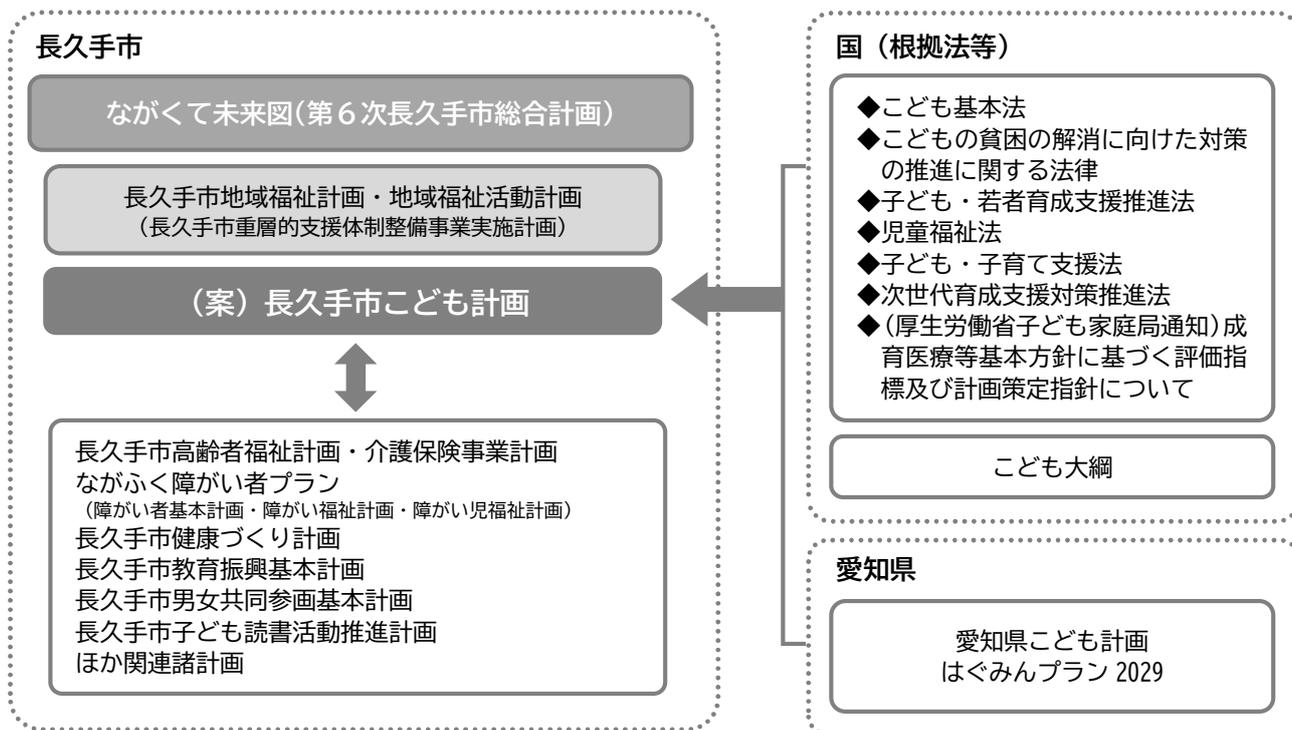
本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」として位置づけます。なお、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」、国の「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について（2023年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局通知）」に基づく「母子保健計画」を位置づけるとともに、国の「こども未来戦略」における放課後児童対策の一層の強化を図るために制定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示すものとします。

## (2) 関連計画との関係

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」として位置づけます。なお、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」や、その他こども施策に関する計画と一体のものとしします。

また、国や県等の上位計画等を踏まえるとともに、市の最上位計画である「ながくて未来図(第6次長久手市総合計画)」や各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、策定します。

### ■ 計画関係図



## 4. 計画の対象

本計画は、子ども・若者、妊婦、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

本計画において、「子ども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」という考え方を踏まえ、施策を計画していく上では、子ども・子育て支援法第6条に基づき、おおむね18歳未満を指すものとしします。

「若者」は、青年期(概ね18歳から概ね30歳未満まで)を指すものとししますが、一部事業については40歳未満までを対象とする場合があります。

## 5. 計画策定の進め方

「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども・若者施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこども・若者や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。

このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては、以下の①～⑤において聴取したこども・若者等からの意見を計画に反映します。

また、計画の内容については検討委員会を中心として庁内で協議するとともに、「長久手市子ども・子育て会議」において審議を行い、策定します。

### ■計画策定の進め方

区分	内容
①子ども・子育て支援に関するアンケート調査 【R5 実施済】	対象 : 長久手市内の就学前児童保護者、小学生保護者 配布数 : 4,000 件 (就学前児童保護者 2,000 件、小学生保護者 2,000 件) 回収数 : 1,750 件 (就学前児童保護者 884 件、小学生保護者 866 件) 回収率 : 43.8% (就学前児童保護者 44.2%、小学生保護者 43.3%) 調査月 : 令和 5 年 12 月 実施方法 : 郵送による配布・回収またはWEB 回答
②こども WEB アンケート 【R7 実施済】	対象 : 市内公立小学校 5 年生、市内公立中学校 2 年生 配布数 : 1,407 件 (小学 5 年生 : 726 件、中学 2 年生 : 681 件) 回収数 : 1,139 件 (小学 5 年生 : 510 件、中学 2 年生 : 629 件) 回収率 : 80.9% (小学 5 年生 : 70.2%、中学 2 年生 : 92.3%) 調査月 : 令和 7 年 5 ~ 6 月 実施方法 : 学校を通じた回答フォームの配布・WEB 回答
③こども・若者アンケート 【R7 実施済】	対象 : 長久手市内の 15~29 歳 (高校生以上) 配布数 : 1,000 件 回答数 : 回収数 181 件、回収率 18.1% 調査月 : 令和 7 年 9 月 実施方法 : 郵送による配布・回収またはWEB 回答
④こどもの意識に関するヒアリング調査 【R7 実施済】	対象 : 普段声が届きにくい状況のこども達及びその保護者等の支援に携わる長久手市内の関係団体・機関 対象数 : 10 機関、77 人 調査月 : 令和 7 年 6 ~ 7 月 実施方法 : メールによる事前シート配布・対面での聞き取り
⑤パブリックコメント	令和 9 年 12 ~ 1 月実施 (予定) 計画案を広く市民に公表し、意見を募る。こども・若者からも意見が出やすいよう、配布場所や意見の収集方法を検討
⑥検討委員会	令和 7 年度 3 回、令和 8 年度 4 回実施 (予定) 庁内のこども・若者施策関係課から構成される。意見交換などを行い、審議、計画に反映。

区分	内容
⑦子ども・子育て 会議	令和7年度3回、令和8年度4回実施（予定） 条例に基づく機関であり、学識経験者、こどもの保護者、福祉等に関する団体又は機関の代表者、公募市民等から構成される。意見交換などを行い、審議、計画に反映。

## 6. 「こども」の表記

こども家庭庁では平仮名の「こども」の仕様を推奨しており、本計画においても特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。なお、一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「児童」「生徒」などの表記を使用する場合があります。

### 【参考】

こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは、例えば以下の場合をいう。
  - ① 法令に根拠がある語を用いる場合（子ども・子育て支援法における「子ども」等）
  - ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名 等）
  - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

## 7. 計画の基本理念

長久手市では、「第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画」において、「こどもがすくすく育つまち ながくて」を基本理念として掲げ、子ども・子育てに関する施策を推進してきました。

また、市の最上位計画である総合計画においては、将来像として「幸せが実感できる共生のまち長久手」、子ども分野では「こどもが元気に育つまち」を掲げています。

本計画においては、上記のような、本市のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国の目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、これまで取り組んできた子育て施策を引き続き進めるとともに、新たに「こども・若者の権利の尊重」や「こども・若者の意見の尊重及び反映」等の考え方を加えた、こども・若者に関する総合的な取組を、行政や家庭、学校、地域などが一体となって推進していくことが重要です。

以上のような考え方から、本計画の基本理念をこども・若者の意見を取り入れながら新たに設定し、本市におけるこども・若者施策のさらなる充実と推進を図ります。

### 基本理念

「一人ひとりのこどもの声や気持ちが大切にされ、  
こどもがすくすく育つまち」

### ↑参考とした意見

- 「第1回 子ども子育て会議の委員の意見（「こどもの権利」を守るうえで大人たちが「大切にすべきこと」「できること」は何ですか?）」。

#### 「一人ひとりのこどもの声や気持ち」

…「こどもの話を丁寧に聞く」「大人が受け止める」「言葉にならない気持ち、表現できない思いを聞き出し、できる限り叶えてあげる」

- 「こども会議」や「アンケート調査の自由意見」。

#### 「こどもの声が大切にされ、」

…「「大人」の意見だけではなく、「こども」の意見も聞いてほしい」「大人の意見で決めつけるのではなく、こどもの意見を聞いてほしい」「こどもだからって言わないでほしい」「こどもだからとバカにしない」「すべて大人に決められたくない」「こどもに対して、大人と同じく平等に接するようになってほしい」

## 8. 計画の「基本目標」と「施策の展開」の考え方

自治体子ども計画策定のためのガイドラインでは、子ども計画として策定することにより、「区域内の子ども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする」となどが記されています。

本市における子ども計画の策定にあたっては、これまで策定・推進してきた「子ども・子育て支援事業計画」の内容を引き継ぐとともに、子ども大綱を踏まえ、既存の子ども・若者関連施策を整理し、本市の課題に応じた新たな施策を追加していく必要があります。このような考え方のもと、「子ども・子育て支援事業計画」の構成や施策体系をベースとしつつ、新たな視点を取り入れ、基本目標を検討していきます。

## 9. 計画の構成イメージ

本計画は、下記のような構成で策定を進めます。

### ■計画の構成

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	
1	趣旨と背景
2	計画の位置づけ
3	計画の期間
4	計画策定の体制等
5	国における子ども・若者政策の状況
<b>第2章 子ども・若者等を取り巻く現状</b>	
1	統計データからみる長久手市の現状と推移
2	子ども・若者からの意見
3	支援者等からの意見
4	データからみる長久手市の課題
<b>第3章 子ども計画がめざすこと</b>	
1	基本理念
2	基本目標
3	施策の体系
<b>第4章 施策の展開</b>	
	基本目標 1 …
	基本目標 2 …
	基本目標 3 …
	基本目標 4 …
	⋮

<b>第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）</b>	
1	趣旨
2	こども人口の推計
3	教育・保育提供区域の設定
4	「量の見込み」と「確保方策」
5	幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保
6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保
7	子育てのための施設等利用給付について
8	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保
<b>第6章 計画の推進に向けて</b>	
1	推進の体制
2	計画の達成状況の点検及び評価
<b>資料編</b>	

## 10. 第3期子ども子育て支援事業計画「量の見込みと確保方策」の中間見直しについて

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込みと確保方策」については、現状の人口動態等を踏まえ、中間見直しの必要性を検討します。

### 11. 計画の名称について

本計画を策定する際は、現状の「（仮称）長久手市こども計画」から、「仮称」を除き、「長久手市こども計画」とする予定です。

なお、他自治体では、「〇〇市（又は町）こども計画」といった名称が多く見られました。

#### 【参考事例】

#### ◆「〇〇市（又は町）こども計画」としている他自治体事例（愛知県内）

みよし市、尾張旭市、小牧市、知多市、東海市、安城市、西尾市、稲沢市、豊山町、扶桑町、大治町、東浦町、美浜町 等

#### ◆「〇〇市こども計画」以外の他自治体事例

- 「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」（愛知県）
- 「豊田にこにこわくわくプラン（豊田市こども・若者計画）」（愛知県豊田市）
- 「大口町こども総合計画」（愛知県大口町）
- 「関市こどもまんなか計画」（岐阜県関市）
- 「こどものみらい応援プラン（各務原市こども計画）」（岐阜県各務原市）
- 「川口市こども未来計画」（千葉県川口市）

## 1. こども基本法の概要

### 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

### 基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

### 市町村こども計画に記載すべき要素

都道府県こども計画及び市町村こども計画は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、法第9条第3項において、以下の事項を含むものとしている。

- ・少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

## 2. こども大綱の概要

### こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

### こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

### こども施策に関する重要事項

#### (1) ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

## (2) ライフステージ別の重要事項

### ○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

### ○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

### ○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

## (3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

### こども施策を推進するために必要な事項

- (1) こども・若者の社会参画・意見反映
- (2) こども施策の共通の基盤となる取組
- (3) 施策の推進体制等